

# HP ヒューマン・プライム通信

発行元 株式会社ヒューマン・プライム  
ヒューマン・プライム労務管理事務所  
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9  
ATビル 5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5651-4112  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 産前産後休業中の保険料免除の手続について

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する方の保険料が免除になる制度が始まり、数か月が経ちました。これから免除の手続を予定している事業所もあるかと思います。今回は、手続きの方法を確認してみましょう。

### ●産前産後休業期間中の 保険料免除とは

#### 対象者：

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者  
(健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金)



#### 免除期間：

産前産後期間中(産前42日、多胎妊娠の場合は98日/産後56日)のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間(産前産後休業開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで)。ただし、免除となる保険料は平成26年4月分以降分となります。

### ●手続方法

事業主を通じて「産前産後休業取得者申出書」を年金事務所や健康保険組合などに提出します。  
産前産後期間中に届出をしましょう。

#### ①出産前に産休期間中の保険料免除を申出した場合

1. 産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出して、出産予定日を申出。
2. 出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出して、出産日を申出。  
※出産予定日に出産した場合は、「産前産後休業取得者変更(終了)届」は提出不要です。

#### ②出産後に産休期間中の保険料免除を申出した場合

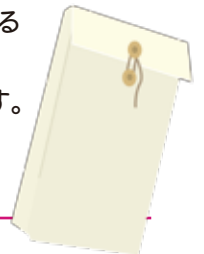
1. 出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出して、出産予定日と出産日を申出。

#### ③産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

1. 「産前産後取得者変更(終了)届」で終了日を申出。

### ●ポイント

- 届出のタイミングにより、「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出が必要です。忘れずに提出しましょう。
- 出産予定日と実際の出産日が異なる場合は、保険料の免除開始月や終了月が当初の予定月ではなくなる場合もあります。保険料の管理などには十分に注意してください。
- 産休終了後に育児休業をする場合には、「育児休業取得者申出書」を年金事務所などに提出が必要です。
- 育児休業中の保険料免除を受けている途中で、産前産後休業中の保険料免除が始まる場合は、産前産後休業期間の保険料免除が優先になります。



### ひとこと

7月10日は「算定基礎届」および「労働保険料申告書」の提出期限でした。みなさん、提出や労働保険料の納付はお済みですか？

算定基礎届に関しては、年金事務所の『定時決定(算定)時調査』の対象となった場合は、これから調査、提出となる事業所の方もいらっしゃるかと思います。調査のときに持参する書類をいま一度ご確認ください。